















- 水産業協同組合と農水産業協同組合連合会等との連名で行わなければならない。
- 第一項及び第二項の認定は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、行うことができる。
- 一、該合併等又は信用事業再建措置が行われることが、貯金者等その他の債権者の保護に資すること。
- 二、機構による資金援助が行われることが、当該合併等又は信用事業再建措置を行うために不可欠であること。
- 三、当該合併等又は信用事業再建措置に係る経営困難農水産業協同組合について、合併等又は信用事業再建措置が行われることなく、その信用事業に係る業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、該経営困難農水産業協同組合が信用事業に係る業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

#### 四 機構による資金援助（第六十二条第一項の規定による申込み）

資金援助にあつては、当該資金援助に係る同項に規定する援助、前条第一項の資金援助については、当該資金援助に係る同項に規定する業務を執行するための財務の状況並びに当該議決に係る資金援助に要すると見込まれる費用（合併等の円滑な実施に要すると見込まれる費用を含む。）及び当該書面により、合併等（当該合併等が同項第一号に掲げる要件に該当するものであり、かつ、機構による資金援助が同項第二号及び第四号に掲げる要件に該当するものに限る。）のあつせんを行うことができる。

前項のあつせんを受けた同項の他の農水産業協同組合は、前条第一項の規定にかかるわらず、第六十一条第一項又は第六十二条第一項の規定による申込みを行うことができる。

第六十二条第一項の規定による申込みを行うことができる。

農水産業協同組合連合会等で、第一項のあつせんを受けた同項の他の農水産業協同組合に対し合併等について資金の貸付けその他の援助を行なうものは、前条第一項の規定にかかるわらず、合併等又は信用事業再建措置が行われることなく、その信用事業に係る業務の全部の廃止又は解散が行われる場合において、当該経営困難農水産業協同組合の会員である農水産業協同組合に係る第一種保険事故が発生するおそれがあると認められるときは、当該第一種保険事故につき保険金の支払を行うときに要する見込まれる費用は、前項に規定する保険金の支払を行うときによると見込まれる費用とみなす。

機構は、第六十一条第一項の規定による申込みを行う場合は、直ちに、その決定に係る事項を当該都道府県知事に報告しなければならない。

機構は、第一項の規定による資金援助を行う旨の決定をしたときは、第六十一条第一項、第六十二条の二第一項の規定による申込みを行う

ことができる。

第六十二条の二第一項の規定による申込みを行うことができる。

前項の契約に係る資金援助のうちに損害担保が含まれているときは、当該契約に係る農水産業協同組合は、当該契約において、当該損害担保に係る貸付債権について利益が生じたときは、當該利益の額の一部を機構に納付する旨を約するものとする。

（優先出資の引受け等に係る資金援助）

第一条の二第一項、第六十二条第一項又は第六十二条の二第一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申

（合併等のあつせん）

第六十四条 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る同条第三項の申請が行われない場合においても、農水産業協同組合が経営困難農水産業協同組合に該当し、かつ、当該経営困難農水産業協同組合が同条第四項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該経営困難農水産業協同組合及び他の農水産業協同組合に対し、書面により、合併等（当該合併等が同項第一号に掲げる要件に該当するものであり、かつ、機構による資金援助が同項第二号及び第四号に掲げる要件に該当するものに限る。）のあつせんを行うことができる。

前項のあつせんを受けた同項の他の農水産業協同組合は、前条第一項の規定にかかるわらず、第六十一条第一項又は第六十二条第一項の規定による申込みを行うことができる。

第六十二条第一項の規定による申込みを行うことができる。

農水産業協同組合連合会等で、第一項のあつせんを受けた同項の他の農水産業協同組合に対し合併等について資金の貸付けその他の援助を行なうものは、前条第一項の規定にかかるわらず、合併等又は信用事業再建措置が行われることなく、その信用事業に係る業務の全部の廃止又は解散が行われる場合において、当該経営困難農水産業協同組合の会員である農水産業協同組合に係る第一種保険事故が発生するおそれがあると認められるときは、当該第一種保険事故につき保険金の支払を行うときに要する見込まれる費用は、前項に規定する保険金の支払を行うときによると見込まれる費用とみなす。

機構は、第六十一条第一項の規定による申込みを行う場合は、直ちに、その決定に係る事項を当該都道府県知事に報告しなければならない。

機構は、第一項の規定による資金援助を行う旨の決定をしたときは、第六十一条第一項、第六十二条の二第一項、第六十二条第一項又は第六十二条の二第一項の規定による申込みを行う場合は、直ちに、その決定に係る決定をしたときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

（資金援助）

都道府県知事は、機構に対し、第一項のあつせん又は前項の準備行為の実施に関し、必要な協力を求めることができる。

第六十五条 機構は、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十二条第一項又は第六十二条の二第一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みが優先出資の引受け等に係るものである

込みを行つた農水産業協同組合若しくは指定支援法人又は合併により設立される農水産業協同組合に対する資金援助を行うかどうかを決定しなければならない。

委員会は、前項の議決を行う場合には、機構に係る救済農水産業協同組合の自己資本の充実に照らし当該合併等の円滑な実施のため必要な範囲を超えないことその他の主務大臣が定めて公表する基準に適合するものである場合に限り、当該優先出資の引受け等を行う旨の決議をすることができる。

機構は、第六十一条第一項の規定による申込みが優先出資の引受け等に係るものである場合において、当該資金援助を行なう旨の決定をしようとするときは、前項の決議を経た後、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならぬ。

機構は、前条第一項の決定に基づいてした優先出資の引受け等により取得した優先出資又は貸付債権の全部につきその処分をし、又は返済を受けるまでの間、当該優先出資又は貸付債権に係る救済農水産業協同組合に對し、第一項の規定により提出を受けた計画の履行状況について報告を求め、これを公表することができる。（合併等又は信用事業再建措置の契約の報告等）

（第六十六条 第六十一条第一項若しくは第二項の認定又は第六十四条第一項のあつせん（以下「適格性の認定等」という。）を受けた農水産業協同組合は、当該適格性の認定等に係る合併等の契約又は当該適格性の認定等に係る信用事業再建措置に係る援助（以下この項において「特定援助」という。）の契約を締結したときは、直ちに、その適格性の認定等を行つた都道府県知事又は主務大臣に、その旨を報告し、かつ、当該合併等又は特定援助の契約書（機構と第六十五条第六項の契約を締結した救済農水産業協同組合にあつては当該合併等の契約書及び同項の契約の内容を記載した書面、機構と同項の契約を締結した農水産業協同組合連合会等にあつては当該特定援助の契約書及び同項の契約の内容を記載した書面）を提出しなければならない。

（第六十五条の二 第六十一条第一項の規定による申込みが優先出資の引受け等に係るものである

ときは、都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、主務大臣に、その旨を報告し、か

（総会の決議等の報告等）  
ればならない。

## 第六十七条 適格性の認定

**第六十七条** 適格性の認定等を受けた農水産業協同組合は、農業協同組合法、水産業協同組合法若しくは再編強化法の規定又は定款の定めに基づき当該適格性の認定等に係る合併等について必要とされる総会又は総代会の決議における必要な数の賛成を得たとき又は得られなかつたときは、直ちに、都道府県知事（主務大臣の監督権に係る農水産業協同組合にあつては、主務大臣。次項において同じ。）に、その旨を報告しなかつて、当該総会又は総代会の議事録その他の政令で定める書類（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。）で作成されているものを含む。）を提出し、併せて、機構にその旨を通知しなければならない。

前項の適格性の認定等を受けた農水産業協同組合は、第九十四条第一項又は農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律第八条第一項の規定により総会又は総代会の決議に代わる裁判所の許可を得て信用事業譲渡等を行おうとした場合において、当該許可を得られなかつたときは、直ちに、都道府県知事にその旨を報告なし、併せて、機構にその旨を通知しなければならない。

都道府県知事は、前二項の規定による報告を受けたときは、主務大臣にその旨を報告しなければならない。  
(農林中央金庫に係る業務の継続の特例)

該計画に従い、同項の期限が満了した契約を更新して、又は同項の期間を超えて、当該業務を継続することができる。  
3 適格性の認定等を受けた農林中央金庫については、再編強化法第十九条第二項から第四項までの規定（再編強化法第二十七条において準用する場合を含む。）は、適用しない。  
(追加的資金援助)  
**第六十九条** 機構は、資金援助に係る合併等の後、当該資金援助に係る救済農水産業協同組合又は当該資金援助に係る合併により設立された農水産業協同組合から追加の資金援助の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、当該申込みを行つた農水産業協同組合に対する追加の資金援助（第四項において「追加的資金援助」という。）を行ふことができる。  
2 前項の規定による申込みに係る資産の買取りは、合併等（第六十一条第二項第三号に掲げる信用事業譲渡等のうち経営困難農水産業協同組合がその信用事業の一部を他の農水産業協同組合に譲渡するもの又は保付貯金移行に限る。以下この項及び第四項において同じ。）に係る経営困難農水産業協同組合の資産又は次の各号に掲げる合併若しくは信用事業譲渡等の区分に応じ当該各号に定める資産について行うものとし、前項の規定による申込みに係る資金援助のうち、合併等に係る経営困難農水産業協同組合の資産の買取りが含まれているときは、当該合併等に係る救済農水産業協同組合は、当該経営困難農水産業協同組合と連名で、機構が当該資産の買取りを行うことを機構に申し込むものとする。

一 第六十一条第二項第一号に掲げる合併 当該合併により存続する農水産業協同組合の資産（当該合併前に経営困難農水産業協同組合の資産であつたものに限る。）  
二 第六十一条第二項第二号に掲げる合併 当該合併により設立された農水産業協同組合の資産（当該合併前に経営困難農水産業協同組合の資産であつたものに限る。）  
三 第六十一条第二項第三号に掲げる信用事業譲渡等 同号の他の農水産業協同組合の資産で当該信用事業譲渡等により譲り受けたもの  
第一項の規定による申込みに係る損害担保は、前項各号に掲げる合併又は信用事業譲渡等

第六十九条の二 為替取引その他の農水産業協同組合が行う資金決済に係る取引として政令で定める取引に關し農水産業協同組合が負担する債務（外国通貨で支払が行われるものを除き、農水産業協同組合その他の金融業を營む者で政令で定める者以外の者の委託に起因するものその他主務省令で定めるものに限る。以下「決済債務」という。）であつて、かつ、支払対象決済用貯金の払戻しを行う場合に消滅するもの以外のもの（以下「特定決済債務」という。）については、これを支払対象決済用貯金に係る債権と、特定決済債務に係る債権者を貯金者と、特定決済債務の額を支払対象決済用貯金の額と、特定決済債務の弁済を支払対象決済用貯金の払戻しとそれぞれみなして、この法律の規定（第六十条の二、この章及び第七十三条の規定並びに第百十一条の規定及び当該規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、第五十五条の二第一項中「次に掲げる要件のすべてに該当する貯金（外貨貯金その他の政令で定める貯金を除く。以下「決済用貯金」という。）に係る保険料」とあるのは「特定決済債務に係る保険料」とある。この場合において、第五十五条の二第一項中「次に掲げる要件のすべてに該当する貯金（外貨貯金その他の政令で定める貯金を除く。以下「決済用貯金」という。）に係る保険料」とあるのは「特定決済債務に係る保険料」とある。

2 **第六十九条の三** 機構は、次に掲げる者から決済債務の弁済（第五十六条の二第一項及び同条第二項において準用する第五十六条第三項の規定により計算した保険金の額に対応する支払対象決済用貯金又は特定決済債務につき行うものに限る。）のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるとときは、委員会の議決を経て、当該決済債務に係る第五十六条の二第一項及び同条第二項において準用する第五十六条第三項の規定により計算した保険金の額の合計額に達するまでを限り、当該申込みに係る貸付けを行う旨の決定をすることができる。

一 第八十三条第一項又は第二項の規定により管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合

二 破産手続開始の決定を受けた者（当該破産手続開始の決定を受ける前において農水産業協同組合であつた者に限る。）

三 破産法第九十一条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた経営困難農水産業協同組合

四 民事再生法（平成廿一年法律第二百四十五条）第六十四条第一項の規定による管財人による管理を命ずる処分を受けた経営困難農水産業協同組合

五 民事再生法第七十九条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた経営困難農水産業協同組合

第六十五条第四項の規定は前項の規定による決定をしようとするときについて、同条第五項の規定は前項の規定による決定をしたときについて、同条第六項の規定は前項の規定により貸付けを行う旨の決定をしたときについて、それ

2 **第六十条の三** 「その有する支払对象決済用貯金」とあるのは、「その有する特定決済債務に係る債権」と、「第五十七条の二第四項中「貯金等」とあるのは、「特定決済債務」と、第六十条の三第一項中「支払対象貯金等」とあるのは、「特定決済債務」とする。

2 **第六十一条** 決済債務が一般貯金等の払戻しを行う場合に消滅するものであるときは、当該決済債務の額に相当する金額の当該一般貯金等については、決済用貯金みなす。

（決済債務の弁済のための資金の貸付け）



四 第二条第二項第四号に掲げる金銭（農林債（割引の方法により発行されるものを除く。）の利子）

貯金者等が第七十条第二項ただし書の規定による支払を受けた場合には、当該支払に係る貯金等債権につき支払を受けた金額（以下この項において「精算払の金額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とみなして、所得税法その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 精算払の金額と当該貯金等債権に係る概算払の金額との合計額（次号において「精算払の金額と概算払の金額との合計額」という。）が、当該貯金等債権に係る基準日における元本額以下である場合 当該貯金等債権のうち元本の払戻しの額

二 精算払の金額と概算払の金額との合計額が当該貯金等債権に係る基準日における元本額を超える場合、当該貯金等債権に係る概算払の金額が当該基準日における元本額以下である場合 次に掲げる精算払の金額の区分に応じそれぞれ次に定める額

イ 当該精算払の金額のうち、当該基準日ににおける元本額から当該概算払の金額を控除した金額に相当する金額 当該貯金等債権のうち元本の払戻しの額

ロ 当該精算払の金額のうち、精算払の金額と概算払の金額との合計額から当該基準日における元本額を控除した金額に相当する金額 当該貯金等債権の前項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額

三 当該貯金等債権に係る概算払の金額が当該貯金等債権に係る基準日における元本額を超える場合 当該貯金等債権に係る貯金等の前項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額

特例その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

**第五章 協定債権回収会社に係る業務**

（協定債権回収会社と回収業務）

第七十四条 機構は、債権回収会社と回収業務（第七十七条第一項の規定による委託を受けて買い取った資産の管理及び処分を行うことをいふ。以下同じ。）に関する協定（以下「協定」）

2 四 第二条第二項第四号に掲げる金銭（農林債（割引の方法により発行されるものを除く。）の利子）

貯金者等が第七十条第二項ただし書の規定による支払を受けた場合には、当該支払に係る貯金等債権につき支払を受けた金額（以下この項において「精算払の金額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とみなして、所得税法その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 精算払の金額と当該貯金等債権に係る概算払の金額との合計額（次号において「精算払の金額と概算払の金額との合計額」という。）が、当該貯金等債権に係る基準日における元本額以下である場合 当該貯金等債権のうち元本の払戻しの額

二 精算払の金額と概算払の金額との合計額が当該貯金等債権に係る基準日における元本額を超える場合、当該貯金等債権に係る概算払の金額が当該基準日における元本額以下である場合 次に掲げる精算払の金額の区分に応じそれぞれ次に定める額

イ 当該精算払の金額のうち、当該基準日ににおける元本額から当該概算払の金額を控除した金額に相当する金額 当該貯金等債権のうち元本の払戻しの額

ロ 当該精算払の金額のうち、精算払の金額と概算払の金額との合計額から当該基準日における元本額を控除した金額に相当する金額 当該貯金等債権の前項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額

三 当該貯金等債権に係る概算払の金額が当該貯金等債権に係る基準日における元本額を超える場合 当該貯金等債権に係る貯金等の前項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額

特例その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

五 協定債権回収会社は、前号の実施計画又は資金計画を変更しようとするときは、あらかじめ、機構の承認を受けること。

六 機構が協定債権回収会社との間で前項の委託に関する契約を締結したときは、第六十五条第

ため、次の業務を行うことができる。

一 協定を締結した債権回収会社（以下「協定債権回収会社」という。）に対し、協定の定めによる損失の補填若しくは第七十九条第一項の規定による貸付けを行い、又は協定債権の出資を行うこと。

二 協定債権回収会社に對し、第七十八条の規定による損失の補填若しくは第七十九条第一項の規定による貸付けを行なうこと。

三 次条第一項第二号又は前号の業務のために必要な調査を行うこと。

四 協定債権回収会社による回収業務の実施に必要な指導及び助言を行うこと。

五 第一号、第二号又は前号の業務のために必要な調査を行うこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（協定）

七 協定債権回収会社は、協定の定めによる回収会社から納付される金銭の収納を行うこと。

八 機構は、協定を締結しようとするときは、委員会の議決を経て協定の内容を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

九 機構は、主務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る協定の内容が法令の規定に適合するものであり、かつ、機構と協定を締結しようとする債権回収会社が協定の定めによる回収業務を適切に行なうものであると認めるとときでなければ、当該認可をしてはならない。

六 協定債権回収会社は、債権管理回収業に関する特別措置法第二十一条の規定により事業報告書を法務大臣に提出しようとするときは、併せて、これを機構に提出すること。

七 協定債権回収会社は、協定の定めによる回収業務の実施に支障が生じたときは、機構の指導又は助言を受けるため、速やかに機構に報告すること。

八 機構は、協定を締結しようとするときは、委員会の議決を経て協定の内容を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

九 機構は、主務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る協定の内容が法令の規定に適合するものであり、かつ、機構と協定を締結しようとする債権回収会社が協定の定めによる回収業務を適切に行なうものであると認めるとときでなければ、当該認可をしてはならない。

（出資）

（損失の補てん）

（資金の貸付け及び債務の保証）

（資金の融通のあつせん）





11  
非訟事件手続法第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、第四十一条、第五十六条第三項並びに第六十六条第一項及び第二項の規定は、代替許可に係る事件については、適用しない。  
(代替許可に係る登記の特例)

い。項目に定める事項に係る代替許可があつた場合においては、当該事項に係る登記の申請書には当該代替許可の決定書の謄本若しくは抄本又は電子裁判書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電子裁判書に記録されている事項と同一であることを証明したもの添付しなければならない。

**第九十六条** 管理人は、管理を命ずる処分の日から一年以内に、被管理農水産業協同組合の信用事業の譲渡その他の措置を講ずることにより、その管理を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内にその管理を終えることができない場合には、都道府県知事の承認を得て、一年ごとに二回までを限り、この期間を延長することができる。

**第七章 金融危機への対応**

(金融危機に対応するための措置の必要性の認定)

**第九十七条** 主務大臣は、次の各号に掲げる農水産業協同組合について当該各号に定める措置が講ぜられなければ、我が國又は当該農水産業協同組合が業務を行つてゐる地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議（以下この章から第八章までにおいて「会議」という。）の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定（以下この章において「認定」という。）を行うことができる。

二 農水産業協同組合（次号に掲げる農水産業協同組合を除く。）当該農水産業協同組合の自己資本の充実のために行う機構による優先出資の引受け等（以下この章において「第一号措置」という。）

二 経営困難農水産業協同組合又はその財産をもつて債務を完済することができない農水産業協同組合 当該農水産業協同組合の保険事故につき保険金の支払を行うときには要すると見込まれる費用の額を超えると見込まれる額の資金援助（以下この章において「第二号措置」という。）

受けるまでの間、当該取得優先出資又は取得貸付債権に係る農水産業協同組合に対し、第二項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。

**(取得優先出資又は取得貸付債権の処分)**

**第二百三条** 機構は、取得優先出資又は取得貸付債権について譲渡その他の処分を行おうとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

**第二百四条** 機構は、前項の処分を行ったときは、速やかに、その内容を主務大臣（当該処分に係る農水産業協同組合が都道府県知事の監督に係るものである場合にあっては、主務大臣及び当該都道府県知事）に報告しなければならない。（管理を命ずる処分及び資金援助の特例）

**第二百五条** 主務大臣は、第九十七条第一項又は第九十九条第八項（第七項において準用する場合を含む。）の規定による第二号措置に係る認定が行われた場合には、第八十三条第一項の規定による管理を命ずる処分があつた場合におけるこの法律の適用については、当該認定に係る農水産業協同組合に対し、管理を命ずる処分をするものとする。

前項の規定による管理を命ずる処分があつた場合におけるこの法律の適用については、当該認定に係る農水産業協同組合に対し、管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合（経営困難農水産業協同組合を除く。）は、経営困難農水産業協同組合とみなす。

第一項の規定による管理を命ずる処分があつた場合における第三章第四節（第六十三条第六項及び第六十五条第五項を除く。）の規定の適用については、当該管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合（主務大臣の監督に係るものとみなし）は、主務大臣の監督に係る農水産業協同組合とみなす。

第六十五条第二項の規定は、第一項の規定によ

りて管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合を経営困難農水産業協同組合として行う合併等に係る資金援助について同一条第一項の委員会の議決を行う場合には、適用しない。

この場合において、委員会は、当該資金援助を

超えていないと認めるときは、当該資金援助を行ふ旨の決議をることができる。

**（危機対応勘定）**

**第二百五条** 機構は、前条第四項の規定による決議に係る資金援助を行うときは、第四十条の第二

二号に掲げる業務（以下「危機対応業務」という。）に係る勘定（以下「危機対応勘定」という。）から、当該資金援助に要すると見込まれる費用から当該資金援助に係る農水産業協同組合の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用を控除した残額に相当する金額を、一般勘定に繰り入れるものとする。

**第二百六条** 機構は、毎事業年度、当該事業年度における危機対応勘定の収支につき、次に掲げる事項を、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に報告しなければならない。

一 前条第一項の規定により危機対応勘定から一般勘定に繰り入れた金額

二 取得優先出資若しくは取得貸付債権又は取得特定優先出資（第一百十条の十四第四項第一号に規定する取得特定優先出資をいう。次号において同じ。）若しくは取得特定貸付債権（同項第一号に規定する取得特定貸付債権をいう。次号において同じ。）につきその取得額を下回る金額で譲渡したことその他の事由により生じた損失の金額

三 取得優先出資若しくは取得貸付債権又は取得特定優先出資若しくは取得特定貸付債権に

つきその取得額を上回る金額で譲渡したことその他の事由により生じた利益の金額

四 収納した負担金の金額及び特定負担金の金額

五 その他政令で定める事項

**第二百七条** 農水産業協同組合は、前条第四項（次条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告がされたときは、当該公告に係る納付期間中、機構の危機対応業務（第一百十条の二第一項に規定する特定認定に係る農林中央金庫に係るもの）の実施に要した費用に充てるため、機構に対し、当該公告に係る納付期間に含まれる各年の六月三十日までに、主務省令で定める書類を提出して、負担金を納付しなければならない。

前項の規定により農水産業協同組合が納付すべき負担金（第一百十条の十七第一項及び第二項を除き、以下「負担金」という。）の額は、各農水産業協同組合につき、当該負担金を納付すべき日の属する年の三月三十一日における負債（主務省令で定めるものを除く。）の額の合計額を乗じて計算した金額とする。

第一項の規定により農林中央金庫等（農林中央

金庫又はその会員である農水産業協同組合をい

う。以下同じ。）が納付すべき負担金（以下この項及び次項において「負担金」という。）又は第一百十条の十七第一項の規定により農林中央金庫等（農林中央

金庫又はその会員である農水産業協同組合をい

う。以下同じ。）が納付すべき負担金に係る負担率及び納付期間を定めなければならぬ。

第一項の規定により農林中央金庫等（農林中央

金庫又はその会員である農水産業協同組合をい

う。以下同じ。）が納付すべき負担金に係る負担率及び納付期間を定めなければならぬ。

第一項の規定による政府の補助その他の事由

があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、主務大臣の認可を受けて、日本銀行、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をすることができる。

第二百八条 機構は、その借入金の金利の変動、次

条第一項の規定による政府の補助その他の事由

があると認めるときは、政令で定める金額の範

囲内において、主務大臣の認可を受けて、日本

銀行、金融機関その他の者から資金の借入れ

（借換えを含む。）をすることができる。

**第七章の二 金融システムの安定を図るた**

**めの農林中央金庫の資産及び負債の秩序あ**

**る処理に関する措置**

**（金融システムの安定を図るための農林中央**

**金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の必要性の認定）**

**第二百九条** 政府は、負担金又は特定負担金のみで危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、各事業年度における負担金又は特定負担金に係る負担率及び納付期間を定めるものとする。

**第三百六条第四項及び第五項の規定は、前項の**

**規定により主務大臣が負担率及び納付期間を変更する場合について準用する。**

**（政府の補助）**

**第二百九条** 政府は、負担金又は特定負担金のみで

**危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、**

**農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財**

**務の状況**

**二 農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財**

**務の状況**

**三 第百六条第四項及び第五項の規定は、前項の**

**規定により主務大臣が負担率及び納付期間を変**

**更する場合について準用する。**

**（政府の補助）**

**第二百九条** 政府は、負担金又は特定負担金のみで

**危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、**

**農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財**

**務の状況**

**二 農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財**

**務の状況**

**三 第百六条第四項及び第五項の規定は、前項の**

**規定により主務大臣が負担率及び納付期間を変**

**更する場合について準用する。**

**（政府の補助）**

**第二百九条** 政府は、負担金又は特定負担金のみで

**危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、**

**農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財**

**務の状況**

**二 農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財**

**務の状況**

**三 第百六条第四項及び第五項の規定は、前項の**

**規定により主務大臣が負担率及び納付期間を変**

**更する場合について準用する。**

**（政府の補助）**

**第二百九条** 政府は、負担金又は特定負担金のみで

**危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、**

**農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財**

**務の状況**

**二 農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財**

**務の状況**

**三 第百六条第四項及び第五項の規定は、前項の**

**規定により主務大臣が負担率及び納付期間を変**

**更する場合について準用する。**

**（政府の補助）**

**第二百九条** 政府は、負担金又は特定負担金のみで

**危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、**

**農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財**

**務の状況**

**二 農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財**

**務の状況**

**三 第百六条第四項及び第五項の規定は、前項の**

**規定により主務大臣が負担率及び納付期間を変**

**更する場合について準用する。**

**（政府の補助）**

**第二百九条** 政府は、負担金又は特定負担金のみで

**危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、**

**農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財**

**務の状況**

**二 農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財**

**務の状況**

**三 第百六条第四項及び第五項の規定は、前項の**

**規定により主務大臣が負担率及び納付期間を変**

**更する場合について準用する。**

**（政府の補助）**

**第二百九条** 政府は、負担金又は特定負担金のみで

**危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、**

**農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財**

**務の状況**

**二 農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財**

**務の状況**

**三 第百六条第四項及び第五項の規定は、前項の**

**規定により主務大臣が負担率及び納付期間を変**

**更する場合について準用する。**

**（政府の補助）**

**第二百九条** 政府は、負担金又は特定負担金のみで

**危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、**

**農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財**

**務の状況**

**二 農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財**

**務の状況**

**三 第百六条第四項及び第五項の規定は、前項の**

**規定により主務大臣が負担率及び納付期間を変**

**更する場合について準用する。**

**（政府の補助）**

**第二百九条** 政府は、負担金又は特定負担金のみで

**危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、**

**農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財**

**務の状況**

**二 農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財**

**務の状況**

**三 第百六条第四項及び第五項の規定は、前項の**

**規定により主務大臣が負担率及び納付期間を変**

**更する場合について準用する。**

**（政府の補助）**

**第二百九条** 政府は、負担金又は特定負担金のみで

**危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、**

**農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財**

**務の状況**

**二 農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財**

**務の状況**

**三 第百六条第四項及び第五項の規定は、前項の**

**規定により主務大臣が負担率及び納付期間を変**

**更する場合について準用する。**

**（政府の補助）**

**第二百九条** 政府は、負担金又は特定負担金のみで

**危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、**

**農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財**

**務の状況**

**二 農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財**

**務の状況**

**三 第百六条第四項及び第五項の規定は、前項の**

**規定により主務大臣が負担率及び納付期間を変**

**更する場合について準用する。**

**（政府の補助）**

**第二百九条** 政府は、負担金又は特定負担金のみで

**危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、**

**農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財**

**務の状況**

**二 農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財**

**務の状況**

**三 第百六条第四項及び第五項の規定は、前項の**

**規定により主務大臣が負担率及び納付期間を変**

**更する場合について準用する。**

**（政府の補助）**

**第二百九条** 政府は、負担金又は特定負担金のみで

**危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、**

**農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財**

**務の状況**

**二 農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財**

**務の状況**

**三 第百六条第四項及び第五項の規定は、前項の**

**規定により主務大臣が負担率及び納付期間を変**

**更する場合について準用する。**

**（政府の補助）**

**第二百九条** 政府は、負担金又は特定負担金のみで

**危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、**

**農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財**

**務の状況**

**二 農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財**

**務の状況**

**三 第百六条第四項及び第五項の規定は、前項の**

**規定により主務大臣が負担率及び納付期間を変**

**更する場合について準用する。**

**（政府の補助）**

**第二百九条** 政府は、負担金又は特定負担金のみで

**危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、**

**農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財**

**務の状況**

金庫の財務の状況に照らし必要に応じて行う第百十条の十二第一項に規定する資金の貸付け等又は第百十条の十四第五項において準用する第二百一一条第一項の規定による優先出資の引受け等（以下「特定措置」という。）が講ぜられなければ、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときは、会議の議を経て、特定措置を講ずる必要がある旨の認定（以下この章及び次章において「特定認定」という。）を行うことができる。ただし、農林中央金庫がその財産をもつて債務を完済することができない場合は、この限りでない。

2 主務大臣は、特定認定を行つた場合であつて、農林中央金庫の自己資本の充実が必要と認めるとときは、農林中央金庫が第百十条の十四第二項の規定による申込みを行うことができる期限を定めなければならない。

3 主務大臣は、特定認定を行つたときは、その旨及び前項の規定により定めた期限を農林中央金庫及び機構に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

4 主務大臣は、特定認定を行つたときは、当該特定認定の内容を国会に報告しなければならない。

#### （機構による特別監視）

**第一百十条の三** 主務大臣は、特定認定を行つたときは、直ちに、農林中央金庫を、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分の機構による監視（第百十条の六及び第百十条の七第三項において「特別監視」という。）をされる者として指定するものとする。

2 機構は、前項の規定による指定（以下「特別監視指定」という。）があつたときは、農林中央金庫に対し、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分について、第五項の規定により作成される計画の履行の確保のために必要な助言、指導又は勧告（以下この項において「助言等」という。）その他必要な助言等をすることができる。

3 主務大臣は、特別監視指定をした場合において、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するため必要があると認めるときは、農林中央金庫に対し、措置を講ずべき期限を示して、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分に関する必要な措置を命ずることができる。

&lt;/div



員又は総会員の同意があるときは、農業協同組合法第四十三条の六、水産業協同組合法第四十七条の五（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）、再編強化法第二十五条第二項及び第二十六条第四項において準用する再編強化法第十三条並びに農林中央金庫法第四十六条の三の規定にかかわらず、招集の手続を経ることなく開催することができる。

前項の規定は、同項に規定する事項について決議をするための総代会について準用する。（この場合において、同項中「総組合員又は総会員」と、「総代の全員」と、「農業協同組合員又は総会員」とあるのは、「総代の全員」と、「農業協同組合法第四十三条の六、水産業協同組合法第十四条第十七条の五（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「農業協同組合法第十四条第十八条第七項において準用する同法第四十三条の六、水産業協同組合法第五十二条第六項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）」における適用する同法第四十七条の五」と読み替えるものとする。

（信用事業譲渡等における債権者保護手続の特例等）

**第一百四十四条** 第六十一条第二項第三号に掲げる信用事業譲渡等又は付保貯金移転を援助するための第六十五条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定があつたときは、特定信用事業譲渡等（同号に掲げる信用事業譲渡等又は付保貯金移転をいい、これらに伴う資産の譲渡を含む。以下この条において同じ。）に係る債務の引受け及び契約上の地位の移転は、当該特定信用事業譲渡等により救済農水産業協同組合が引き受けける債務に係る債権者及び救済農水産業協同組合が譲り受けける契約上の地位に係る契約の相手方の承諾を得ないでこれをすることができる。

民法第四百六十六条第三項及び第四百六十六条第二項に規定する譲渡制限の意思表示をいふ。第四項及び第七項において同じ。）がされた債権の譲渡については、適用しない。

協同組合法第五十四条の二第六項（同法第九十九条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する同法第五十三条及び第五十四条、再編強化法第二十七条において準用する再編強化法第十二条並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十条の二第六項の規定は、第一項の決定があつた場合における当該決定に係る特定信用事業譲渡等について、適用しない。

第一項の決定があつた場合における当該決定に係る特定信用事業譲渡等がされたときは、当該経営困難農水産業協同組合及び救済農水産業協同組合は、その日から二週間以内に、当該特定信用事業譲渡等の内容の要旨並びにこれに対する異議のある債権者、契約上の地位に係る契約の相手方及び譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を官報に公告し、かつ、次に掲げる者であつて知っているものには、各別にこれを催告しなければならない。

一 貯金者等その他政令で定める債権者以外の債権者及び契約上の地位に係る契約の相手方

二 譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務者

前項の期間は、一月を下つてはならない。

第四項の規定にかかるわらず、経営困難農水産業協同組合及び救済農水産業協同組合が同項の規定による公告を、官報のほか、定款に定めた次の各号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（公社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。次条第四項において同じ。）

係る債務者（以下この項において「移転債権者等」という。）が第四項の期間内に異議を述べたときは、当該移転債権者等に係る当該特定信用事業譲渡等に係る債務の引受け、契約上の地位の移転及び譲渡制限の意思表示がされた債権の譲渡（以下この項において「債務の引受け等」等といふ。）は、当該債務の引受け等の時に遡つてその効力を失う。ただし、第三者の権利を害することができない。

8 経営困難農水産業協同組合の債権者（特定信用事業譲渡等により救済農水産業協同組合が引き受けた債務以外の経営困難農水産業協同組合の債務に係る債権者に限る。）が第四項の期間内に異議を述べた場合において、当該債権者の債権につき当該特定信用事業譲渡等により弁済を受けることができるなどなつた金額があるときは、当該債権者は、救済農水産業協同組合に対し、当該金額に相当する金銭の支払を請求することができる。

9 救済農水産業協同組合の債権者（特定信用事業譲渡等により救済農水産業協同組合が引き受けた債務以外の救済農水産業協同組合の債務に係る債権者に限る。）が第四項の期間内に異議を述べたときは、当該救済農水産業協同組合は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を當む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該特定信用事業譲渡等が当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（信託業務の承継における受託者の変更手続の特例）

新受託者は、前項の規定による変更が行われたときは、直ちに、当該変更に係る信託の委託者（以下この条において「移転委託者」という。）又は受益者（以下この条において「移転受益者」という。）であつて当該変更に異議のある者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を官報に公告し、かつ、貸付信託その他の定型的信託契約に係る信託として政令で定めるもの（第五項において「定型的信託」という。）に係る移転委託者及び移転受益者以外の知り得る者に移転委託者及び移転受益者には、各別にこれを催告しなければならない。

前項の期間は、一月を下つてはならない。

第二項の規定にかかるわらず、新受託者が同項の規定による公告を、官報のほか、定款に定めた次の各号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告

5 第二項の期間内に異議を述べた貸付信託等（定型的信託であつて委託者が信託の利益の全部を享受するものとして政令で定めるものをいう。）に係る移転受益者は、新受託者に対し、第一項の規定による変更が行われなければならないたであろう公正な価格で自己の受益権を買い取ることを請求することができる。

6 新受託者は、前項の請求があつた場合には、当該請求に係る受益権をその固有財産をもつて買取らなければならない。この場合には、貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）第十一条の規定は、適用しない。

7 信託法第七十五条第一項、第七十六条及び第七十七条の規定は第一項の規定による変更が行われた場合について、同法第百三十三条第六項及び第七項、第四百四条第一項から第十一項まで、第二百六十二条第一項及び第二項、第二百六十三条並びに第二百六十四条の規定は第五項の規定による自己の受益権の買取請求について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（報告又は資料の提出）

**第一百六十六条** 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、農水産業協同組合に対し、その



(昭和二十一年法律第六十七号) 第二条第九項  
第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(経過措置)

この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

## 第九章 罰則

**第一百二十三条** 管理人又は管理人代理がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 管理人又は管理人代理が法人であるときは、管理人又は管理人代理の職務に従事するその役員又は職員がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三百万円以下の罰金に処する。

3 犯人又は法人たる管理人若しくは管理人代理の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

## 第一百二十三条の二 特別監視代行者がその職務に

関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 特別監視代行者が法人であるときは、特別監視代行者の職務に従事するその役員又は職員がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

3 犯人又は法人たる特別監視代行者の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

## 第一百二十四条 第百二十三条第一項若しくは第二

項又は前条第一項若しくは第二項に規定する賄

賄を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

**第一百二十四条の二** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第百十条の三第三項の規定による命令に違

反したとき。

二 第百十条の十の規定による命令に違反したとき。

**第一百二十五条** 第百十六条第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 第百十七条第一項、第二項若しくは第六項の規定による当該職員若しくは機構の職員の質問に対する答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者も、前項と同様とする。

**第一百二十六条** 第二十二条、第三十三条において準用する場合を含む。) 又は第九十条(第一百十一条において準用する場合を含む。)の規定による違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**第一百二十七条** 被管理農水産業協同組合の理事(農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員を含む。)、監事(被管理農水産業協同組合が会計監査人設置組合又は農林中央金庫である場合にあつては、監事又は会計監査人若しくはその職務を行うべき社員)若しくは第二項において同じ。)、監事(被管理農水産業協同組合が会計監査人設置組合又は農林中央金庫である場合にあつては、監事又は会計監査人若しくはその職務を行うべき社員)若しくは第二項において同じ。)、監事(被管理農水産業協同組合が第八十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

## 第一百二十七条 第二十二条、第三十三条において

準用する場合を含む。) 又は同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

## 第一百二十八条 第二十二条、第三十三条において

準用する場合を含む。) 又は同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

## 第一百二十九条 第二十二条、第三十三条において

準用する場合を含む。) 又は同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

## 第一百三十条 第二十二条、第三十三条において

準用する場合を含む。) 又は同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 第一百三十一条 第二十二条、第三十三条において

準用する場合を含む。) 又は同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 第一百三十二条 第二十二条、第三十三条において

準用する場合を含む。) 又は同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 第一百三十三条 第二十二条、第三十三条において

準用する場合を含む。) 又は同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第八十八条又は第一百十条の三第五項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたときは、

その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第百十条の三第三項の規定による命令に違

反したとき。

二 第百十条の十の規定による命令に違反したとき。

**第一百二十九条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処する。

2 管理人又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

**第一百二十七条** (会計監査人設置組合又は農林中央金庫の法人である会計監査人係る部会には、その違反行為をした機構又は受託者の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

## 第一百二十七条 第二十二条、第三十三条において

準用する場合を含む。) 又は同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

## 第一百二十八条 第二十二条、第三十三条において

準用する場合を含む。) 又は同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

## 第一百二十九条 第二十二条、第三十三条において

準用する場合を含む。) 又は同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 第一百三十条 第二十二条、第三十三条において

準用する場合を含む。) 又は同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 第一百三十一条 第二十二条、第三十三条において

準用する場合を含む。) 又は同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 第一百三十二条 第二十二条、第三十三条において

準用する場合を含む。) 又は同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 第一百三十三条 第二十二条、第三十三条において

準用する場合を含む。) 又は同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 第一百三十四条 第二十二条、第三十三条において

準用する場合を含む。) 又は同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 第一百三十五条 第二十二条、第三十三条において

準用する場合を含む。) 又は同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 第一百三十六条 第二十二条、第三十三条において

準用する場合を含む。) 又は同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 第一百三十七条 第二十二条、第三十三条において

準用する場合を含む。) 又は同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第八十八条又は第一百十条の三第五項の規定による報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

虚偽の報告若しくは資料の提出をしたときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処する。

一 第百二十四条の二又は第一百二十五条 二億円以下の罰金刑

二 第百二十七条 (会計監査人設置組合又は農林中央金庫の法人である会計監査人係る部会には、その違反行為をした機構又は受託者の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

二 第百二十七条 第二十二条、第三十三条において準用する場合を含む。) 又は同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

**第一百三十二条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を適用する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を適用する。

## 第一百三十二条 第二十二条、第三十三条において

準用する場合を含む。) 又は同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 第一百三十三条 第二十二条、第三十三条において

準用する場合を含む。) 又は同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 第一百三十四条 第二十二条、第三十三条において

準用する場合を含む。) 又は同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 第一百三十五条 第二十二条、第三十三条において

準用する場合を含む。) 又は同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 第一百三十六条 第二十二条、第三十三条において

準用する場合を含む。) 又は同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 第一百三十七条 第二十二条、第三十三条において

準用する場合を含む。) 又は同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 第一百三十八条 第二十二条、第三十三条において

準用する場合を含む。) 又は同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 第一百三十九条 第二十二条、第三十三条において

準用する場合を含む。) 又は同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 第一百四十条 第二十二条、第三十三条において

準用する場合を含む。) 又は同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 第一百四十二条 第二十二条、第三十三条において

準用する場合を含む。) 又は同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 第一百四十三条 第二十二条、第三十三条において

準用する場合を含む。) 又は同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。



(業務の特例)

**第六条の四** 機構は、当分の間、第三十四条による規定による改定する業務のほか、次条から附則第六条の十までの規定による資金援助を行うことができる。  
**第六条の五** 農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十四号)第一条の規定による改正二年法律第六条の規定による改正(附則第六条の五第三項及び第六十三条第六項及び第八項の規定は、第一項の承認を行なう場合について準用する。)

**第六条の六** 農水産業協同組合連合会等が、第六十二条第一項に規定する農水産業協同組合に係る相互援助取決めにより特定合併について資金の貸付けその他の援助を行う場合において、当該農水産業協同組合連合会等は、特定合併のあつせんを受けた日から一年以内に限り、機構が当該援助について資金援助(第六十一条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに限る。)を行うことを、機構に申し込むことができる。  
**(都道府県知事の承認)**

**第六条の七** 附則第六条の五第一項又は前条第一項の規定による申込みに係る特定合併についての規定は、当該特定合併を行う経営困難農水産業協同組合は、これらの規定による申込みが行われる時までに、当該特定合併により設立される農水産業協同組合の信用事業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として主務省令で定めるものを実施するための計画を策定し、都道府県知事の承認を得なければならぬ。

2 前項の承認の申請は、同項の特定合併を行う経営困難農水産業協同組合の連名で行わなければならない。

3 第六十三条第六項及び第八項の規定は、第一項の承認を行なう場合について準用する。

**第六条の八** 特定合併のあつせんを受けた経営困難農水産業協同組合は、当該あつせんに係る特定合併の契約を締結したときは、直ちに、そのあつせんを行った都道府県知事又は主務大臣に、その旨を報告し、かつ、当該特定合併の契約書(機構と附則第六条の五第三項において準用する第六十五条第六項の契約を締結した経営困難農水産業協同組合にあつては、当該特定合併の契約書及び同項の契約の内容を記載した書面)を提出しなければならない。

2 第六十六条第二項の規定は、前項の報告について準用する。

**第六条の九** 第六十七条の規定は、特定合併のあつせんを受けた農水産業協同組合について準用する。この場合において、第六十七条第一項中「当該資格性の認定等に係る合併等」とあるのは、「第六十七条第一項(附則第六条の九において読み替えて準用する場合を含む。)」と定められる。

**(法律の適用)**

**第六条の十** 附則第六条の四に規定する機構の資金援助が行われる場合には、次に定めるところによる。

1 第十五条の規定の適用については、同条中「第七章及び第八章」とあるのは、「第七章、第八章並びに附則第六条の五第三項及び第六条の六第二項において準用する第六十五条第六項」とする。

2 第四十条の二第一号の規定の適用についての規定は、同号中「除く。」とあるのは、「除く。」とす。

3 第六十二条第三項及び第六十五条の規定は、前項の規定による申込みについて準用する。

五 第五十八条第一項第三号及び第三項第三号の規定の適用については、これららの規定中の「一部の当事者」とあるのは、全部又は一部の当事者」と、「第六十七条第一項」とあるのは、「第六十七条第一項(附則第六条の五第三項及び第六十五条第一項(附則第六条の五第三項及び第六条の六第二項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する場合を含む。)」とある。

6 第五十九条第二項の規定の適用についての規定は、同項第二号中「掲げる合併」とあるのは、「掲げる合併又は附則第六条の五第一項に規定する特定合併」と、「当該合併」とあるのは、「当該合併又は特定合併」とする。

7 第百二十九条の規定の適用については、同条第一項第二号中「百十二条第二項」とあるのは、「百十二条第二項並びに附則第六条の五第三項及び第六条の六第二項において準用する場合を含む。」と、「同条第一項」とあるのは、「第六十五条第一項(附則第六条の五第三項及び第六条の六第二項において準用する場合を含む。)」とする。

8 第百二十九条の規定の適用については、同条第一項第二号中「百十二条第二項」とあるのは、「百十二条第二項並びに附則第六条の五第三項及び第六条の六第二項において準用する場合を含む。」と、「同条第一項」とあるのは、「第六十五条第一項(附則第六条の五第三項及び第六条の六第二項において準用する場合を含む。)」とする。

9 第百三十三条の規定の適用については、同条第一号中「第六十五条第四項」とあるのは、「第六十五条第四項(附則第六条の五第三項及び第六条の六第二項において準用する場合を含む。)」と、「同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは、「第三十四条に規定する業務」及び附則第六条の四に規定する資金融通」とする。

第六十五条の二第一項及び第二項の規定を適用して計算した保険金の額に基づいてするものを行うときに要すると見込まれる費用(「費用」という。)を行うときと見込まれる費用を超えると認めるときは、当該申込みに係る第六十五条第一項(附則第六条の五第三項及び第六条の六第二項において準用する場合を含む。)の規定は、「第六十七条第一項(附則第六条の五第三項及び第六条の六第二項において準用する場合を含む。)」とある。

10 第百四条第四項の規定は、第一項の規定による報告があつた場合における当該報告に係る資金援助については、適用しない。

11 第百四条第四項(附則第六条の五第三項及び第六条の六第二項において準用する場合を含む。)の規定は、特別資金援助について第六十条第一項又は附則第六条の五第一項若しくは第六条の六第一項の規定による申込みがあつた場合において、当該申込みに係る資金援助に要するところに含まれる費用が、当該資金援助に係る経営困难農水産業協同組合の保険事故につき保険金の支払(第五十六条第一項から第三項まで並びに



て、施行日において当該申込みに係る第六十五条第一項の委員会の議決を経ていないものについては、新法附則第七条の規定を適用する。

**第八条 農水産業協同組合（附則第二条の規定により特定漁業協同組合連合会とみなされる漁業協同組合連合会を含む。）は、新法附則第十条第二項において準用する新法第五十条第一項の規定にかかるらず、施行日後一月以内に、施行日の属する年において納付すべき特別保険料を納付しなければならない。**

前項の特別保険料の額については、新法附則第十条第二項において準用する新法第五十一条の第一項中「当該保険料を納付すべき日」とあるのは、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律（平成八年法律第九十七号）の施行の日」と、「計算した金額」とあるのは、「計算した金額を十二で除し、これにその施行日の月属する月以後同日の属する年の十二月までの月数を乗じて得た金額」とする。

**第九条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** （平成九年六月一八日法律第八九号）抄  
(施行期日) 第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

**附 則** （平成九年六月二〇日法律第一〇号）抄  
(施行期日) 第一条 この法律は、平成十年六月二〇日から施行する。

**第一条** この法律は、金融監督庁設置法（平成九年法律第一百一号）の施行の日から施行する。（大蔵大臣等がした処分等に関する経過措置）

**第二条** この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企业等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小企業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外國為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換に関する法律、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制に関する法律、有価証券に関する法律、預金保険法、銀行等の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業

協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための規制等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（以下「新担保附社債信託法等」という。）の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関に對してされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

**附 則** （平成九年六月一八日法律第八九号）抄  
(施行期日) 第一条 この法律は、平成十年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一条** この法律は、平成十年十二月一日から施行する。（大蔵大臣その他の相当の国の機関に對してされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。）

**第二条** この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の相当の国の機関に對してされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

**第三条** この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令と同一の効力を有するものとする。

**第五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第六条** 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**第一条** この法律は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律（平成九年法律第一百一十号）の施行の日から施行する。

**附 則** （平成九年一二月一二日法律第一二号）抄  
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**第一条** この法律は、平成十年五月二七日法律第七十七条第一項の規定により特定の法律（以下「新担保附社債信託法等」という。）の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関に對してされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

**第二条** この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の相当の国の機関に對してされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

**第三条** この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令と同一の効力を有するものとする。

**第一条** この法律は、金融再生委員会設置法（平成十年法律第一百三十号）の施行の日から施行する。（経過措置）

**附 則** （平成一〇年一〇月一六日法律第一三一号）抄  
(施行期日) 第一条 この法律は、金融再生委員会設置法（平成十年法律第一百三十号）の施行の日から施行する。

**第一条** この法律は、金融再生委員会設置法（平成十年法律第一百三十号）の施行の日から施行する。（経過措置）

**第二条** この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企业等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業

事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（以下「新担保附社債信託法等」という。）の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関に對してされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

**附 則** （平成一〇年六月一五日法律第一〇七号）抄  
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業等導入促進法、農業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に関する不正行為を助長する行為等の防止を図るために規制及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、特定目的会社等に関する法律、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「旧担保附社債信託法等」という。）の規定により内閣総理大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の处分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼當等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、小用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、

融先物取引法、前払式証券の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「新担保附社債信託法等」という。）の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により金融再生委員会その他の相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

3 この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお前前の例による。

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四项及び第五项、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四项から第六项まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定

（国等の事務）  
**第一百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十六条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。  
(不服申立てに関する経過措置)

**第一百六十一条** 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該处分をした行政庁（以下この条において「处分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該处分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該处分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該处分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、

**(罰則に関する経過措置)**

**第一百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(その他の経過措置の政令への委任)**

**第一百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**(検討)**

**第二百五十条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十五条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則 (平成一年一二月二二日法律第  
一六〇号) 抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律(第一条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

二 第三章(第三条を除く。)及び次条の規定

平成十二年七月一日

**附 則 (平成一年一二月二二日法律第  
一六〇号) 抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(民法等の一部改正に伴う経過措置)

**第二十五条** この法律の施行前に和議開始の申立てがあつた場合又は当該申立てに基づきこの法律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定があつた場合においては、当該申立て又は決定に係る次の各号に掲げる法律の規定に基づきこの法律の規定による改正後のこれらの規定にかかるわらず、なお従前の例による。

一及び二 略

三 農水産業協同組合貯金保険法第五十九条第三項及び第六十八条の三第二項

(罰則の適用に関する経過措置)

**第二十六条** この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一二年五月三一日法律第九四号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この法律の施行の日(以下「施行日」という)前に第一条の規定による改正後の農水産業協同組合貯金保険法(以下「新法」という)第四十九条第二項に規定する保険事故が発生している農水産業協同組合(新法第二条第一項第一号第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる者)にあっては、同項第三号に掲げる者から水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十二条第一項第二号の事業を譲り受けたものを除く)に限りない。以下この条において同じ。)その他これに準ずるものとして政令で定める農水産業協同組合については、新法の規定は、適用しない。

2 前項に規定する農水産業協同組合のうち、施行日後にその事業及び財産の状況が再び正常になつたと認められるもので、主務大臣が指定するものについては、その指定をした日から、新法の規定を適用する。

**第三条** 新法第四十条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する書類については、なお従前の例による。

第四条 新法第五十六条及び新法附則第六条の二

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

**第二十六条** 前条の規定による改正後の農水産業協同組合貯金保険法第五十六条の二の規定は、施行日以後に発生する同法第四十九条第二項に規定する保険事故に係る保険金の計算については、なお従前の例による。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正に伴う経過措置)

**第五条** 新法第三章第四節の規定は、施行日以後に新法第六十五条第一項の資金援助を行う旨の決定をする場合における当該決定に係る資金援助について適用し、施行日前に旧法第六十五条第一項の資金援助を行う旨の決定をした場合における当該決定に係る資金援助については、なお従前の例による。

**第六条** 新法第四章の規定及び新法附則第八条の規定は、施行日以後に発生する新法第四十九条第二項に規定する保険事故に係る新法第七十条第一項に規定する保険事故について適用し、施行日前に発生した旧法第四十九条第二項に規定する保険事故に係る旧法第六十八条第一項に規定する貯金等債権については、なお従前の例による。

**第七条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第八条** 新法第四章の規定及び新法附則第八条の規定は、施行日以後に発生する新法第四十九条第二項に規定する保険事故に係る新法第七十条第一項に規定する保険事故について適用し、施行日前に発生した旧法第四十九条第二項に規定する保険事故に係る旧法第六十八条第一項に規定する貯金等債権については、なお従前の例による。

**第九条** 新法第四章の規定及び新法附則第八条の規定は、施行日以後に発生する新法第四十九条第二項に規定する保険事故に係る新法第七十条第一項に規定する保険事故について適用し、施行日前に発生した旧法第四十九条第二項に規定する保険事故に係る旧法第六十八条第一項に規定する貯金等債権については、なお従前の例による。

**第十条** 新法第四章の規定及び新法附則第八条の規定は、施行日以後に発生する新法第四十九条第二項に規定する保険事故に係る新法第七十条第一項に規定する保険事故について適用し、施行日前に発生した旧法第四十九条第二項に規定する保険事故に係る旧法第六十八条第一項に規定する貯金等債権については、なお従前の例による。

**第十一条** この法律は、平成十四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則** 第十六条及び第十九条の規定

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** 農水産業協同組合貯金保険法(以下「新法」という)の規定による改正前の農水産業協同組合貯金保険法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置

**第一条** この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第三条** この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第四条** この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第五条** この法律の施行前にした前条の規定による改正前の農水産業協同組合貯金保険法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第六条** この法律の施行前にした前条の規定により従前の例によることとされる場合に

おけるこの法律の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

(平成一三年一一月一二日法律第六一〇号)

この法律は、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第二十一条第五項の規定は同法附則第三条ただし書きに掲げる改正規定の施行の日から、第二十四条の規定は公布の日から施行する。

**附 則** (平成一四年六月一二日法律第六五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第二条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にして必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成一四年六月一九日法律第七五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第二条** この法律(附則第一条第二号に掲げる改正規定については、当該改正規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一四年六月一九日法律第七五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第二条** 農水産業協同組合貯金保険法(以下「新貯金保険法」という)の規定による改正後の農水産業協同組合貯金保険法(以下「新貯金保険法」という)第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)が、新貯金保険法第五十条の規定により平成十五年六月三十日までに納付する次の各号に掲げる保険料の額は、新貯金保険法第五十一条第一項及び第五十二条の二第一項の規定(以下「保険料計算規定」という。)にかかわらず、各農水産業

2

**附 則** (平成一三年六月二九日法律第八八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合に





